

議案第65号

南風原町個人番号カード利用条例

南風原町個人番号カード利用条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、個人番号カードを現行の住民基本台帳カードと同様に利用できるよう条例を制定する必要があるため提案する。

## 南風原町個人番号カード利用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18条第1号の規定に基づき、個人番号カードの利用目的、利用手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号カード 法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (2) 自動交付機 南風原町（以下「町」という。）の電子計算組織と通信回線により接続された町が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。

(利用目的)

第3条 個人番号カードを利用する目的は、次の各号に掲げるサービスを町民に提供することとする。

- (1) 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年南風原村条例第23号）第10条に規定する印鑑登録証明書の交付を受けるサービス
- (2) 自動交付機を利用して、住民票の写し、印鑑登録の証明その他規則で定める証明書の交付を受けるサービス

(利用手続等)

第4条 個人番号カードを利用して前条のサービスを受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに当該申請に係るサービスの提供に必要な情報を記録するものとする。

(利用の停止)

第5条 個人番号カードを利用して第3条のサービスを受けている者が、当該サービスの全部又は一部を停止しようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 町長は、第3条各号に掲げるサービスを提供するために、個人番号カードに記録された個人情報及びこれらのサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。